

# 保険の対象となる方（被保険者）について

## 所得補償 – 本人型 –

1 / 1

### ■この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

日本美容医療リスクマネジメント協会の正会員※である個人の医師、および法人の代表者

※会員登録されている個人または法人をいいます。法人会員の施設に勤務する施術医（会費納入なし）は対象外です。

### ■「保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1」としてご加入いただける方

#### ① ご加入者

配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟

#### ② ①の方のご家族

①の方と同居されているご親族・使用人の方

※上記の範囲に加え、補償ごとに保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1について年齢\*2条件があります。

#### 【保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1の年齢\*2条件】

補償の種類	年齢*2条件
所得補償	満15歳以上

\*1 「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方をいいます。

\*2 団体保険期間の始期日時点の年齢をいいます。

### ■保険の対象となる方（被保険者）の範囲

#### 「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方

##### 【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

①婚姻意思\*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。